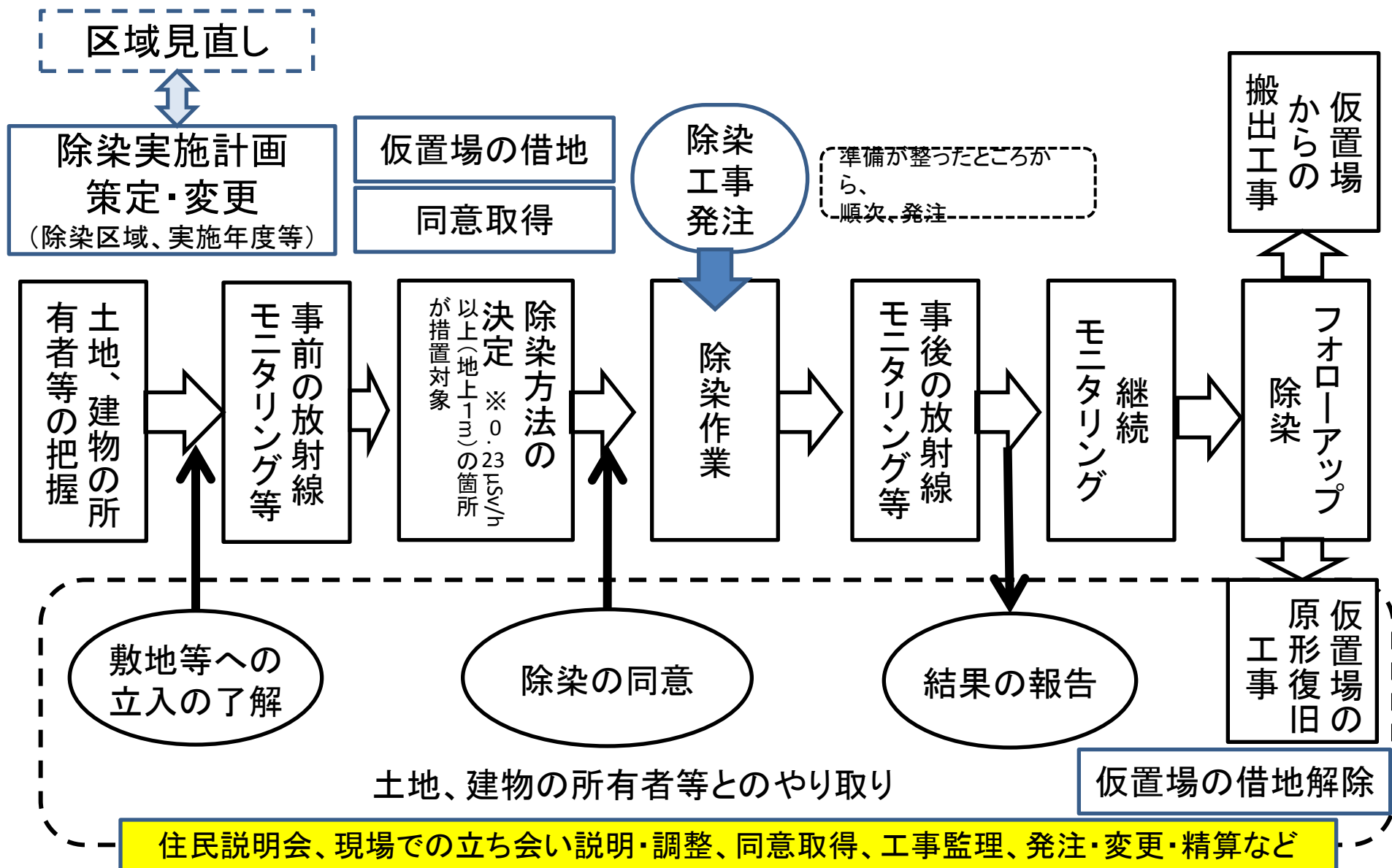


福島
再生。

現場における除染のプロセス、 課題と対応状況等について

福島環境再生事務所

除染特別地域(国直轄除染地域)における除染の工程について



○「除染の同意」については、除染の方法や効果への不安等の理由からご了解をいただくことが難しい場面にも遭遇。繰り返し丁寧に説明することで、ご了解を得る努力をしているところ。

除染における施工管理について

除染特別地域(国直轄除染地域)

- 除染工事においては、現場での施工状況及び受注者の管理状況の検査を実施し、除染の効果を確認。
- 除染工事の監督を、環境省職員(福島環境再生事務所・支所)及び委託監督員の構成で実施。
- 監督職員は、完成検査までに工事の出来形検査資料と現地が一致しているかどうかを確認。

工事の施工状況の現地確認

【工事の出来形検査】

工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえが、仕様書で定める内容や施工管理基準の規格値等を満たしているか現地で確認。

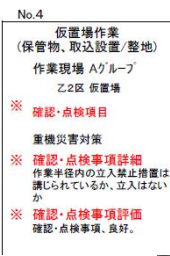
【施工中の工事の安全管理】

受注者に責任施工の徹底を求めるとともに、施工中に監督員が現地安全パトロールを行い、安全管理を実施。

工事管理状況の検査

工事管理状況について受注者から提出された書類、記録、写真等を参考にして検査

- ①品質管理(仕様書で定める規格値等)
- ②安全管理
- ③その他



竣工図書の提出及び
その内容の確認



除染実施区域(市町村除染地域)

- 除染実施区域における施工管理については、福島県作成の「除染業務に係る技術指針」や「福島県除染作業共通仕様書」を参考とし、各市町村が管理を実施。

(福島市の例)

- ・委託監理員の指導の下、除染作業受託業者が作業前後のモニタリングを実施。また、除染作業が適正に行われているかを確認(各除染作業毎)
- ・除染作業終了時、福島市による除染作業完了検査の実施(除染作業委託契約毎)
- ・福島市、委託監理員及び除染作業受託業者による全体ミーティングを実施し、工程管理を行うと共に、施工管理・品質管理の向上を図る(月2回程度)

仮置場について①

- 除染の実施に当たっては、除去土壌や廃棄物を保管するための仮置場を確保することが必要。

除染特別地域(国直轄除染地域)

行政区(自治会ごと)に設置しているケースが多いが、数箇所を集約している市町村もある。先行除染段階では公有地を確保することが多かったが、本格除染段階では大きな面積の確保が必要なため農地の活用が多くなっている。

除染実施区域(市町村除染地域)

市町村ごとに数カ所に集約しているケース、行政区(自治会)ごとに設置しているケースなど様々。ただし、仮置場の確保が難しく現場保管を行っている場合もある。

- 仮置場確保に当たっては、地権者はもちろんのこと、行政区(自治会)への説明会の実施など関係者への丁寧な説明が必須。

(説明プロセス例)

候補地の選定→地元行政区への説明(区長等への説明、住民説明会)→地権者への説明、周辺住民への説明

除染特別地域

(平成27年3月末現在)

仮置場等の数:213ヶ所

保管物数:3,154,188袋(1袋は概ね1m³)

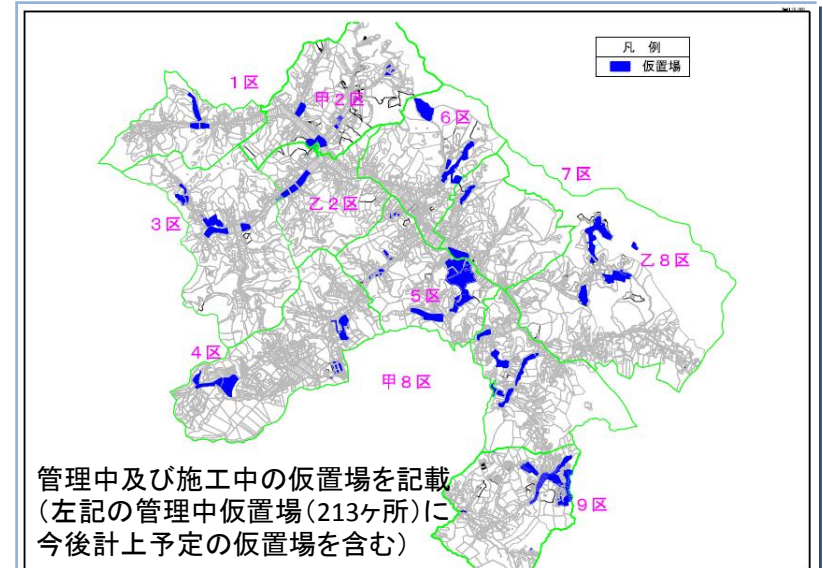
除染実施区域

(平成26年12月末現在福島県調べ)

仮置場の数:775ヶ所 現場保管の数:86,608ヶ所

保管物数:3,450,720m³

<仮置場の設置状況(川俣町山木屋地区の例)>



仮置場について②

除染特別地域での取組事例

＜住民による仮置場視察＞



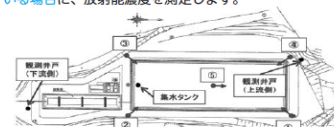
(樽葉町での様子)

＜広報誌でのお知らせ＞

除染廃棄物仮置場の管理について

樽葉町に設置してある除染廃棄物仮置場について、以下の項目の点検及び管理を行っております。

- 通常点検…週に1度、仮置場等の飛散防止措置、雨水等の進入防止措置、流出防止措置、立入制限措置、付帯設備等について異常がないか確認を行います。
- 異常気象時巡回…台風、豪雨、火災（近接箇所含む）、又は地震等により、仮置場の状態に変化が生じる恐れがある場合に、異常がないか確認を行います。
- 空間線量率測定…週に1度、仮置場1箇所当たり原則5地点（地上から1m高さ位置）を測定します。
- 地下水測定…月に1度、地下水の放射能濃度を測定します。
- 浸出水測定…月に1度、もしくは集水タンクに水がたまっている場合に、放射能濃度を測定します。一定以上の量の水がたまっている場合には適切な措置を講じ、その後、排水作業を行います。
- 温度測定…腐敗のおそれのある廃棄物について、週に1度、外気及び内部温度を測定します。
- ガス濃度測定…腐敗のおそれのある廃棄物について、週に1度、一酸化炭素（CO）濃度を測定します。
- 環境整備…年に4回、草刈り、堆積物の除去、ロープ編への付着物の除去等の環境整備を行います。



例：大坂仮置場

各仮置場の管理状況 測定日：12月5日/12日/19日/26日 測定者：環境総合テクノス

点検項目 数値は平均値	空間線量率測定					測定箇所は上記図参照 単位：μSv/h	除去物内部温度測定 単位：℃	通常点検、異常気象時巡回 地下水・浸出水測定、ガス濃度測定
	①	②	③	④	⑤	平均温度		
大坂	0.22	0.20	0.19	0.21	0.19	9.1	異常なし	
乙次部	0.28	0.24	0.21	0.26	0.18	13.4	異常なし	

*現在、各行政区で建設中の仮置場については、完成次第記載させていただきます。

(出典：広報ならは)

除染実施区域での市町村の取組事例

＜町内会が中心となり決定した仮置場用地の造成風景＞



(桑折町での様子)

＜仮置場現場での住民説明会風景＞



(桑折町での様子)

現場での課題と対応状況

課題	対応状況
除染の同意取得	除染の方法や効果への不安等の理由からご了解をいただくことが難しい場面にも遭遇。繰り返し丁寧に説明することで、ご了解を得る努力をしているところ。
仮置場の確保及び保管期間の延長	地元自治体とも相談しながら、丁寧な説明を行うなど必要なプロセスを積み上げて対応をしているところ。市町村が主体となって除染を実施する除染実施区域においては、市町村からのご要望を踏まえながら環境省も説明会等に参加するなど、住民のご理解を得る支援を実施している。
除染の結果や効果の説明	現場での施行状況及び受注者の管理状況を確認するとともに、除染実施箇所の事後モニタリングを実施し、除染の効果が維持されていることを確認。結果については、住民一軒一軒に報告したり、地域の除染結果について説明会を実施しているところ。